

## 条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について （案）

### 1 目的

条例の見直しにあたっては、障害のある方やその家族、支援者、事業者等の意見を踏まえた見直しを行う必要があり、加えて幅広い理解を得ながら進めていく必要があることから、パブリックコメントを実施する。

### 2 実施期間

令和4年12月22日（木）～令和5年1月25日（水）

### 3 周知方法

- ・ 市政だより及び市ホームページによる周知
- ・ 仙台市公式 LINE 公式アカウント等による周知
- ・ 市の施設等における配布（各区役所・総合支所、公所、市政情報センター、各市民センター、仙台市福祉プラザ等）
- ・ 障害者関係団体、障害福祉サービス事業所等への配布
- ・ 事業所への配布（ひとにやさしいまちづくり推進協議会加盟団体、障害理解サポーター研修受講企業等）
- ・ ココロン・カフェでの周知 等

### 4 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

### 5 情報保障

点字版、ルビ版、テキスト版

### 6 提出された意見の取扱い

提出いただいた意見を十分に考慮しながら答申案を策定するとともに、提出いただいた意見に対して市の考え方を公表する。（提出した方への個別の回答はしない）

※パブリックコメントは提出いただいた意見の内容を考慮して見直しをより良いものに高めようとするものであり、公表した中間案の賛否を伺うものでも、意見の多寡によってその意見を取り入れるかどうかを決めるものでもありません。